

2017年4月19日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 岩瀬 大輔
 (証券コード:7157 東証マザーズ)

保険業法第 113 条繰延資産の一括償却および 2016 年度の業績に与える影響等について

ライフネット生命保険株式会社 (URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>) 本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 岩瀬大輔) は、本日の取締役会において、2016 年度決算における保険業法第 113 条繰延資産の一括償却を行うことを決議しましたのでお知らせします。また、保険業法第 113 条繰延資産の一括償却により、2016 年度の業績が前事業年度の実績値から一定以上変動する見通しであるためお知らせします。

1. 保険業法第 113 条繰延資産の一括償却の理由

保険会社では、他の一般の事業と比較して開業当初に多大な事業費が先行して発生することから、保険業法第 113 条第 1 項において開業から 5 年間の事業費を資産として計上し、10 年以内に償却することが認められています。

当社においても、同法に則り、開業後の 2008 年度から 2012 年度までに発生した事業費の一部を保険業法第 113 条繰延資産として計上し、2017 年度までの 10 年にわたり償却することとしていました。2013 年度以降は毎事業年度 1,060 百万円の均等償却を行なうこととしており、2016 年 3 月末には、貸借対照表の資産の部に保険業法第 113 条繰延資産として、2016 年度および 2017 年度において均等償却を行う予定であった 2,120 百万円を計上していました。この度、この全額を、以下の理由により 2016 年度において一括償却することとしました。

- (1) 2015 年度から 2 事業年度にわたり、実質的な会計損益である保険業法第 113 条繰延資産償却費を考慮する前の経常損益が黒字となる見込みであり、安定した財務基盤が確立されたこと
- (2) 貸借対照表上、将来の費用となる繰延資産を計上しておくよりも、一括償却することでより健全な財務内容となること

2. 保険業法第 113 条繰延資産の一括償却の 2016 年度業績への影響等

保険業法第 113 条繰延資産の一括償却により、2016 年度の経常損益および当期純損益の見込みが 2015 年度実績値から一定以上変動する見通しです。

(百万円)

| | 経常収益 | 保険業法第 113 条 繰延資産償却費 考慮前経常損益 | 経常損益 | 当期純損益 |
|---------------------------------------|--------|-----------------------------------|--------|--------|
| 2015 年度実績値(A) | 9,387 | 584 | △475 | △429 |
| 2016 年度実績見込み(B) | 10,096 | 88 | △2,031 | △1,890 |
| 増減額(B)-(A) | 709 | △496 | △1,556 | △1,461 |
| 増減率(%) | 7.6% | △84.9% | - | - |
| (参考)2016 年度業績予想 (2016 年 11 月 10 日) | 10,000 | △300 | - | - |

当社は業績予想として、経常収益および保険業法第 113 条繰延資産償却費考慮前の経常損益を開示しています。

3. 2016 年度決算および中期計画への影響

当社は、2017 年 5 月 12 日に 2016 年度決算および 2017 年度の業績予想を開示する予定です。2016 年度の保険業法第 113 条繰延資産償却費考慮前の経常損益は、保険金の支払いが想定より少なかったこと等の理由により、2015 年度から 2 事業年度連続で黒字となる見込みです。2017 年度は、2016 年度に引き続き営業費用の積極的な投下を予定しているため、現時点で経常損益は損失を計上する予定です。

なお、保険業法第 17 条の 6 において、保険業法第 113 条繰延資産を貸借対照表に計上している場合、剰余金の配当をすることができない旨が定められています。一括償却により、保険業法による剰余金の配当についての制約はなくなるものの、直ちに配当時期が早まるものではなく、現時点での剰余金の配当に関する具体的な方針、実施時期等は未定です。将来的には、累積損失の金額等を勘案した上で剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしています。

また、当社は 2016 年 5 月に中期計画を開示し、2018 年度の経営目標として「経常収益 135 億円、経常損益の黒字化」を掲げています。保険業法第 113 条繰延資産の一括償却による 2018 年度の経営目標の変更はありません。

当社は、2017 年度に開業から 10 年目を迎えます。経営体制の変更を含めた新しいステージへの移行を進めるとともに、今後も着実な成長を実現するための取り組みを続けます。

※ 2016 年度実績見込みは、本資料発表日現在において入手可能な情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいて算出しているため、実際の業績は様々な要因により異なる可能性があります。

ライフネット生命について URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と 24 時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社及び商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
03-5216-7900(広報: 関谷 / IR: 前田)